

同一労働同一賃金について



パートだから、アルバイトだからといった理由のみで正社員との間で不合理な待遇差を設けていませんか？

パートタイム・有期雇用労働法（適用日：大企業は2020年4月1日、中小企業は2021年4月1日）、改正労働者派遣法（適用日：大企業、中小企業ともに2020年4月1日）においても、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間に不合理な待遇差を設けることは禁止されています。

事業主の皆さまに求められることは…

- ① **同じ企業で働くいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されています。**
- ② 非正規雇用労働者から、正規雇用労働者との待遇の違いやその理由などについて**説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。**

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、
仕事の内容や責任の程度、配置の変更の範囲は同じですか？

同じ

均等待遇

- ・ 仕事の内容や責任の程度
- ・ 配置の変更の範囲

が同じであれば、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者であることを理由に差別的取り扱いをしてはいけません。

異なる

均衡待遇

- ・ 仕事の内容や責任の程度
- ・ 配置の変更の範囲
- ・ その他の事情

を考慮し、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者との間で不合理な待遇差を設けてはいけません。